

記事

考古学から見た動物利用.....(1)
 佐古慶三教授収集文書から.....(4)
 史料紹介～近世河内国における和膠
 生産の広がり―柴屋文書より..(6)
 研究会報告/近世部会.....(10)
 書評～『京都の部落史』2(近現代).....(10)
 図書紹介～『被差別部落の民俗伝承』.....(12)

大阪の部落史通信 11

発行 大阪の部落史委員会

〒556 大阪市浪速区久保吉1-6-12 TEL 06-568-3072 FAX 06-568-0714

考古学から見た動物利用

久保 和士 (財団法人大阪市文化財協会)

本通信九号でも紹介された貝塚市東遺跡では、土壙から多数の獣骨が発見されて話題となった。現地でも考古学研究者以上の関心で見学される部落史研究者の方々に出会い、発掘調査で出土した動物遺体を部落史の資料として位置づけたいという思いをさらに強く感じた。この調査成果が注目された要因は、近年研究が進められていた近世被差別部落内での発見が示唆する諸問題にあらうが、文献史学と考古学の研究者が部落史について議論する契機となったことにも大きな意義があると思う。

動物考古学とは

動物考古学とは動物遺体(遺跡か

ら出土する骨や貝殻など)を研究することによって、過去の動物利用の状況、生業、人間と環境との関係などの解明を担う分野である。例えば、縄文時代の貝塚の発掘データから、当時の食料や年間の生業歴、道具への動物骨の利用などを復元したことがよく知られている。まさにこの分野の方法論や問題意識が貝塚研究の中で洗練されてきたといえる。

しかし、古代から近世の遺跡の調査例の増加に伴って、当該期の動物遺体の出土例も急増し、これらをどう歴史学的に評価するのかわという問題意識が生じてきた。つまり、縄文時代と同様、そこにはさまざまな人間の生存活動の情報が包含されているが、それに加えて、動物利用やそれを担った人々の社会的な位置づけが注目され、松井章氏らによって研究が進められている。

牛馬の導入と

人と動物との関係の変化

すでに縄文時代には列島各地で環境に高度に適応した動物利用が行われていた。食料残渣である多様な動物遺体が豊富に出土し、その組成は多少の変化を伴いつつも弥生時代まで同様な傾向を保っている。これが大きく変化するのが、牛馬の飼養が本格化する頃である。大阪府下での事例を紹介しよう。

馬は五世紀中頃に急増し、当時湖だった河内平野の周辺、四條畷市、平野区長原などで集中する傾向がある。大王政権が渡来系の集団に政治・軍事的に重要な馬を生産・管理させた施設と推測される。長原遺跡での出土位置を概観すると、集落内から大半が出土し、その形態は斃馬の廃棄や埋葬を示すものや、犠牲を伴う祭祀の様相を示すものなど様々である。飼養技術だけでなく、祭祀の方法など馬に関わる文化が全般的

に朝鮮半島からもたらされたのだろう。具体的に祭祀行為を復元できたのが、長原南口古墳に供儀された馬である。被葬者の埋葬時に、正面の濠で墓に向かって殺し、頭を墓の正面に置き、肉は食し、脚を濠の底に立てるといふ一連の行為であった。



長原南口古墳に供儀された馬

も変化が認められるようだ。まず、集落内では祭祀に用いられたものが散見されるくらいで出土量が減り、牛馬の死の局面が希薄になるように思われる。建物の解体時に牛を殺し、肉の多い四肢を用意し、食べた後に柱の抜き取り穴にその骨を埋めた状態を示す例などがある。



長原遺跡の柱穴に埋められた牛の肢骨

が多く見られる牛馬骨が、決まった場所に廃棄された状況と考えられた。祭祀遺物がしばしば伴出することから、これらの牛馬も祭祀に用いられたと考える向きもあるが、決定的な証拠はなく、むしろ、このような空間が様々な非日常の行為によって共有されたと考えておきたい。

このような出土状態の変化の要因はどのようなものだろうか。動物遺体の台地上と低湿地での残存条件の差という問題もあるが、一つには牛馬の死とその処理に対する社会的忌避・規制の現れがあるのかもしれない。今後、各地の事例を検討していきたい。

中世の斃牛馬処理

中世の資料に関してはあまり検討を行っていない段階だが、斃牛馬処理に関する興味深い事例がある。

東大阪市西ノ辻遺跡では、一二〜一五世紀の集落付近の河川や溝からまとまって牛馬骨が出土している。その量は府下では最多、全国的にも多く注目されるが、あいにく詳細な記載がないため、実態はよくわかっていない。ただ、興味深いのは、漁網錘が多く出土することからこの

周辺が河内平野池沼部での淡水漁業の中心的存在と推測されることである。

また、大坂城下町跡の船場地域にも大規模な中世集落があり、近年、一五世紀頃の牛馬骨集積が見つかった。この地域は考古学的に見て中世の「渡辺」の有力な候補地となっており、近世の渡辺村との関連性においても注意される発見であろう。ここでも貝塚や漁網錘が多く見つかり、立地から見ても海民的な性格を想定できる。

いずれの遺跡でも耕地を保有したと考えられるが、このような非農耕民的な面も見られる遺跡から、牛馬骨が多く出土したという点で共通する。また、鎌倉の都市周縁に多く見られる斃牛馬処理を行った場所（一三〜一四世紀）でも、骨角製品生産や石工・鑄造・漁業など様々な職業に関連する遺物が伴出する。このような状況は、斃牛馬処理が一般的な農耕民から分離していたこと、それが多彩な職能とともに把握されていたことなどを示すのかもしれない。東遺跡の動物遺体には、骨の折損状況や動物種構成などに他とは異なる特徴が見られ、今後、個々の資料分析を進めたうえで、集落や地域構造

六世紀後半になると牛も増加し、動物遺体の構成は牛馬が主となる。

もつとも、馬の導入時も含めて、畿内の全域で組成が変化するわけではなく、地域差が認められる。この頃から七世紀にかけて、長原遺跡では周辺の水田開発を伴う社会変化が生じており、牛馬の用途や出土状態に

一方で、水田の幹線水路や畦畔、集落周縁の谷や河川からの出土が顕著となる。前者は農耕儀礼、後者は斃牛馬の解体処理に伴う廃棄と推測している。また、後者の様相は難波宮が置かれた上町台地周辺などでも認められ、皮なめしに使用するため

の脳の摘出痕や肉を取り去った痕跡

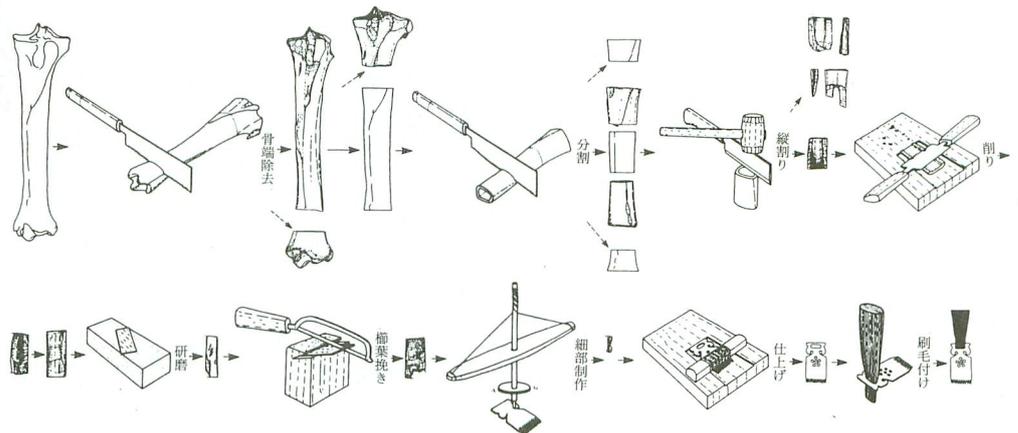
の中での位置づけと比較検討を行っていく必要がある。

近世初期の変化

近世初期の大坂から出土する動物遺体からは、新たな動物利用のあり方をうかがうことができる。

まず、この頃、全国的に牛馬骨を材料とする骨製品の生産が盛んになり、住友銅吹所跡下層の調査では一五九四〜一六二二年のうちに存在した生産跡が見つかった。町場の外の不良な環境において、多量の牛馬骨から櫛払という道具が専門的に作られたことが判明した。近世大坂では現在までに約一〇ヶ所で骨製品生産地を確認し、一七世紀前半までは開発の程度が低い所で、中頃以降になると一般的な町場で操業するようになった可能性が高い。このことは、職人への賤視の変化を示すのではないだろうか。また、大量の牛馬骨を要した職人は、自ら牛馬の解体を行っていない。多量の骨を供給しうる大規模な解体場所は、都市内部や周囲では未発見で、さらに外側での存在が推測される。

食肉に関しては、獣肉食の証拠は豊富で、種類は鹿がもっとも多く、



住友銅吹所跡下層の櫛払制作工程

以上から、大坂が成立した当初すでに、都市生活において食料や道具への死んだ動物の利用は不可欠であるにもかかわらず、都市内から獣類の死に近い局面が排除されていたと推測される。また、動物の種類や部位などによって異なる規制の度合いに応じて、都市を中心とする空間構造にこのような作業を担う人々が位置づけられていたのではないだろうか。もともと操業地を同じくしていた斃牛馬処理と骨製品生産が分かれ、前者により強い規制が見られるようになるのは、大坂や京都の事例から豊臣期(一五八〇〜一六一五年)かその少し前と考えている。それに伴い、骨製品の材料となった牛馬骨の生産供給システムが確立した。これは斃牛馬の解体処理、皮・毛・骨・角・肉などの原材料別の出荷、生産地付近における集荷、そして加工の分業と、これらを結ぶ流通からなると推測される。

蛇足ではあるが、近世から近代にかけて、櫛払から歯ブラシ生産への系譜が認められる。

動物考古学と部落史研究

以上の資料は府下で出土した動物

遺体のほんの一部であるが、これまでの部落史研究が対象としてきた文献資料と同時代の動物利用を示す物の証拠である。たとえ一片の骨でも周囲の考古学的状況のなかで捉えることができれば、研究資料として時代や地域・階層の隔てなく継続的に蓄積しうる。食物史や手工業史の脈絡で扱われることが多かったこれらの資料を、いかに動物を認識し、どのような状況下でその死に対処し利用したのかという観点で再検討し、動物利用の諸相とそこに関わった人々を追求してみたい。その中で、動物利用をめぐる差別の痕跡を考古学的にも析出できるように考えている。

とはいえ、断片的にしか残存しないモノや大地の痕跡から部落史を追究するには、解釈上の問題点も多く、また、考古学的研究の蓄積も少ないので、即刻新たな展開をもたらすとは言いがたい状況にある。今後、自らの分野を研鑽するとともに、文献史学や民俗学の研究成果にも学んでいく必要がある。

しかし、骨製品生産に見られるように、遺跡に現れやすい事象や物質文化史・技術史的データの検討が、部落史研究においてなされてきたか

というところ、相対的に少ないのではないだろうか。もちろん、この逆の場合も多いはずであり、学問体系が違おうと言えどそれまでだが、互いの研究の共通する鍵を見いだす際の障壁

となつていないのではないだろうか。したがって、共同研究を展開するには、それぞれの方法や特性を相互に理解し、情報交換や共同で資料調査を行っていくことも必要と感ずる。

佐古慶三教授収集文書から

小田 忠 (大阪商業大学比較地域研究所)

収集文書について

大阪と堺のことになるとよく知っている佐古慶三は徹底した実証主義者であった。佐古慶三の一等優れた点は傍証の豊富さである。

一つの実証は一つの反証があることを自明の理となし、安易な歴史を許容させない厳しい内省から生まれ、資料収集の契機になつた。(もつとも三井文庫にいた遠藤佐々木も実証が中心であつたが佐古と若干違つていたのは現物の収集も手掛け、仲間から実証主義でなく実物主義といわせしめたほどであつた。)

佐古の専門は当初、両替・蔵屋敷が研究領域であつたが、いつしか必要にせまられ研究範囲を拡大していくことになる。

人物では井原西鶴・近松門左衛

門・成安道頓、地理は水帳・大阪の古地図・陸測図、高家関係は商業帳簿・日記、自治制では惣会所の御用留(永瀬家)、町会所においては町式目・橋、他に祭礼、市場、宗教、風俗、株仲間、米相場、算法書などの史料を買い揃えた。資料を買い求める方法は『大阪商業大学商業史研究所資料目録』第一集(以下『目録』と略す。)の解題を参照されたい。

佐古が選んだ資料に高い価値があるのは史料の質が良い点にあり、これには二つの方法により選ばれている。一つは自分の眼で、二つは古書店の眼である。現在と異なり、大正年間、昭和の初期は経済も時間もゆつたりしていて、大学教授・古書店主も非常に勉強ができており、古書店主は仕事柄、多くの史料を見て

いる。たくさんある史料から好きなだけ選んで研究をしていた。その為、研究者に対しては史料の価値を教えることも可能で、大学教授も随分、古書店主にお世話になつた筈である。たとえば尾松泉堂の先代、中尾熊太郎は佐古慶三に対して『懐中難波すゝめ』は大阪の経済史・商業史を勉強するには是非とも必要な刊本であるから手元に置くように強く薦めた。

自己の眼で選択していく場合、基本的には研究に不可欠な史料と変わつていく史料を収集の対象にしている。基本的な史料で了解がなされ、変わった史料を使い新たな展開をした。現在でもそうであるが佐古慶三の収集した文書は体系化されておらず使いにくいといった評価もあるが、傍証に多くの史料を使う意味もあり、変化のある史料は勉強の種になるという理由で収集がなされたと思われる。

購入した史料は全部目を通し、どのような研究時にそれを利用できるかを考えていた。

未刊「大阪年表」は所有の古文書を中心に作成されたと推測している。

町式目

収集された史料で目を引くのは八町に關する史料、通常町規・町式目と呼ばれ町の規定を定めたものである。大阪の町式目はおおむね京都の町式目を参考にして作成されている。内容を詳細にしなくても家屋敷売買時の顔見世銀・振舞銀、結婚、凶事の出銀規定など似通つた点はいくらでも指摘することができる。

江戸時代の大坂では各町ごとに町会所があり、町人から選出された町年寄がいて、町代が執務を行う。

町会所は町代以下、下役、夜番、木戸番、垣外番が詰め、夜番は夜廻りを一晩に三回、戌刻(午後七時三〇分)同九時一五分、亥刻(午後九時三〇分)同一〇時三〇分、子刻(午後十一時四〇分)午前十二時一〇分(丸括弧の時間が夏と冬では異なる。これは不定時法を採用している為である。)に太鼓を打ち、木戸番は町木戸を守り、番をする。木戸は亥刻限りで閉じられる。垣外番は四ヶ所の配下に属し、乞食を追い払うのが日々の仕事となつている。

町年寄の仕事は多岐に渡り、『南區志』(七六頁)は、町年寄の仕事を、

調査・衛生・宗旨改・困米の世話・
 家屋敷・風紀・保安・交通・防火・
 権度・訴訟・御觸口達の通達と止録
 の十三項目を挙げています。この項目
 中、衛生―橋上・交通―橋上の整理
 (・は筆者)とあり、橋の維持管理
 に力が注がれていることが分かる。

例えば、塵泥などが溜ると橋が腐食
 する要因になるので入念に清掃され
 ている。また、軽車(ベカとは輻の
 ない円盤の車輪のこと。一人か二人
 で前から縄をつけて引き、一人は後
 から前に押して動かす。)が橋の詰へ
 来ると積荷を降ろし、車と積荷を
 別々にして橋の向こうまで運び、再
 び、車に積みなおして出発する。こ
 れは橋を軽車の車輪から傷を受けな
 いように保護するためにとられた処
 置である。勿論、橋の上に出店をす
 ることなども禁止されていた。

天保八年一〇月大宝寺町「申合帳」
 (『目録』史料番号B3-89)に記載さ
 れている三三の商売は町内に家屋敷
 を持ち居住し、営業をすることも許
 可していない。

- 傾城屋・牛蠟燭屋・茶屋・麴屋・
- 湯風呂屋・家請人・絞油屋・盲人・
- 鍛冶屋・素麴屋・山伏・猿曳・座
- 頭・煎革屋・葬道具師・歌舞伎役

者・白革屋・傀儡師・屎屋・淨瑠
 璃語・毛革商売・三味線曳・藍染
 商売・大工職・新商売・葬貨物屋・
 煮売屋・石細工師・鋳物師・医者・
 線香屋・はた物師・こけら商売

通常の町式目では三〜四ぐらいの
 職種は許可しないが大宝寺町の式目
 は稀なケースといえる。右記の職種
 から、女性に係る職、音がでる職、
 火事を起す可能性のある職、におい
 を発する職、芸能職、物乞い、葬に
 係る職、皮革に関する職種などは居
 住もさせず、仕事も営業も認めない
 非常に厳しい式目となっている。

捨子と行倒人

大阪の式目で注意しなくてはなら
 ないのは捨子と行倒人の項目が設定
 されており、(京都の町式目でも散見
 できる。)この問題も重要である。
 任意に町式目から拾っていく。

嘉永元年南組雑屋町「式目帳」(『目
 録』史料番号B3-64)

- 一 町内軒下ニ捨子有之候節片附候
- 養育料当家彦役相除町中惣役割
- 之事
- 一 往来軒下ニ行倒れ人亦者輕^(軽)家人

非人行倒^レ等有之候諸入用町中
 役割之事

慶応四年久左衛門町「町内定」(『目
 録』史料番号B3-93)

- 一 捨子諸入用 本間割
- 一行倒人諸入用 本間割

明和四年上本町四丁目北半「町内式
 目帳」(『目録』史料番号B3-90)

- 一 捨子行倒者在^レ節者其家主方
- 表向^キ之入用五分可出之残五分
- 者町内方役割^ニ可出事

捨子と行倒人の問題が町に介在す
 るのは費用の点で、捨子を育てる養
 育料あるいは捨子を引き取る場合の
 費用であったり、行倒人の処置に関
 する費用であったりする。捨子・行
 倒人を発見した場合、発見場所によ
 り町にかかってくる費用が異なる。

『大阪市史』第一巻(八五一頁)
 には、「乞食中富町を見掛けて故二行
 倒を装ひ、金錢を得ざれば立去らざ
 るあり」、これに町人達が閉口した様
 子が紹介されている。また、捨子の

件もたびたび觸に出されている。天
 明八年九月二八日の觸(『大阪市史』
 第三卷一二七三頁)では、「捨子」に
 ついては、「向後者長史下非人又者穢

多之類二而も、望次第ニ差遣可申事」
 としている。また、捨子が特に増加
 している状況から夜番人にはきつい
 觸になつてゐる。捨子の現場を見つ
 けたら召捕、夜廻りの方法を考え、
 しっかりと見廻りを求め、捨子を
 した人を捕え、連絡すれば褒美を出
 すとしているが、依然として捨子の
 問題は解決されなかつた。

捨子の原因の一つと思われる事を
 久須美佐渡守祐雋が随筆にまとめた
 『浪華の風』(『温知叢書』七、一三
 四頁)から引用する。

當地は小兒を棄るもの甚た多し、
 是また淫風盛んなるの證にして、
 奉行たるへき人の心を傷る所な
 り、大概少くとも月に四五人、多
 き時は月に二十人の餘に及ふ、是
 淫風の然らしむる所といへとも、
 一つには又穢多村のものとも其兒
 を平人になさしめん為に、竊かに
 謀て棄るものもあり、心得あるへ
 きことなり。(印筆者)

西町奉行(安政二年)文久元年)
 だった久須美が書き留めた内容にし
 ては職域からいっても鋭い見方が欠
 落しているのは残念である。説得力
 があるのは捨子の人数だけで、その

他は、松平定信に奉呈したといわれる中井竹山著『草茅危言』（『日本經濟大典』第二三卷五三三頁）の受け売りにすぎない。中井竹山は捨子があれば四、五両の金が養育金として必要で、その金は町内で割るにしろ、大変な世話がかかり町中が迷惑を被ることを指摘した上、次のように語っている。

退て考ふるに、棄る者に罪あつて、小兒に罪無、然るを罪有親は問ずして、罪なき小兒のみ屠村に下し人外とせば、其兒成長の上にて思ん處も不便也、又今の如にて屠家非人の内より棄るも有可、夫をいかに知らねばとて、平民の子として撫育するも有間敷事也、（後略）

中井竹山も穢多村の子どもが棄てられ、平民の子として養育されることを願うのも仕方がないとしている。しかし、子どもをすてない方策を講じなければならぬ。その方法として、出産時の立会、七夜の内に生まれた子の名前を家主へ届け人別に入れるなどを考えた。近所・家主・町年寄・役人などを含んだ連絡を密にした人別関係の強化・罰も強化することで捨子の減少に繋がると考え

ていたのである。

史料紹介

近世河内国における和膠生産の広がり―柴屋文書より（その2）

森田 康夫（樟蔭東女子短期大学）

前回は柴屋の和膠生産と肥料取引の一端を紹介したが、今回はその取引相手の商人像と和膠生産を支える皮屑や「にべ」を買付けた村々の広がりとその関係について述べてみたい。そこで今回も弘化三（一八四六）年から嘉永四（一八五二）年に至る五年間の柴屋の取引先と取引量及び取引高を紹介すると表1の通りであった。

この間の取引相手は二人であったが、前回の安政期の取引相手と重なる熊野屋新兵衛を筆頭に絵具屋半兵衛、絵具屋治助、絵具屋惣兵衛、菱屋與兵衛、播磨屋弥七、津ノ国屋藤兵衛、山田屋四郎兵衛や以下江戸徳、大與、京の絵宇、伊勢勘、大治、播幸、絵源、墨定、京の丸惣などは柴屋の重要な得意先であった。

これら取引相手の商人像について見てみると、大坂の絵具屋については延宝七（一六七九）年の『増補難波雀』の「諸商人諸職人売物所在」

の条に「絵具屋本町一丁目」とあり、続いて元禄五（一六九二）年の『買物調方三合集覧』には「本町一丁目惣兵衛」の名が掲げられていた。この惣兵衛は大坂を代表する絵具屋惣兵衛のことで、柴屋の得意先であった。安永九年（一七八〇）に大坂の絵具屋が株仲間の届を出す、そこに熊野屋新兵衛、絵具屋清兵衛、絵具屋勘兵衛、絵具屋惣兵衛などが名を連ねていた。それが嘉永五（一八五二）年の『手鑑』によると、大坂の「絵具商人四拾一人」と絵惣、熊新、絵勘らの名が記されていた。これらの状況からみて、柴屋の取引相手の大半は大坂の代表的な絵具屋であったといえよう。それに加えて京都の絵具屋宇兵衛や大和屋與兵衛（鴉丸松原通り）などがあった。絵具屋に次いで多い取引相手は膠屋であった。『難波雀』によると「にかはや博労町堺すじ」とあり、『増補難波雀』にも「にかは南新町」とあった。

また『三合調方買物集覧』には「にかはや長ほりのみなみ、さかいすじ、御だうまへ」と記されていたように、堺筋にあった津ノ国屋藤兵衛、若狭屋太郎兵衛をはじめその膠購入量が多さからみて菱屋與兵衛、信濃屋勘四郎なども膠屋であったと思われる。また京都の白木屋九左衛門も膠屋であったと推測される。これ以外の大坂市中の取引相手は墨屋と筆屋などがあった。

河内の取引相手に砂新田村（茨田郡）の伊勢屋勘右衛門と西老原村（志紀郡）の久右衛門があった。勘右衛門は同村での有力商人として手広く商いし、柴屋も伊勢屋には先金を渡し皮屑や肥類を買付けていた。これらの関係からみて伊勢屋は柴屋にとって村落部の重要な商人で、伊勢屋も村内の細工職人などに膠を売ったのであろう。

* * *

柴屋の弘化三年から嘉永四年まで

表1 和膠の取引相手と年度別取引状況

(単位/上:貫 下:匁)

取引相手	時期	弘化3年11月 〃 4年10月	弘化4年11月 嘉永1年10月	嘉永1年11月 〃 2年10月	嘉永2年11月 〃 3年10月	嘉永3年11月 〃 4年10月	小計
絵具屋 惣兵衛		52 850		227 3255	109.5 1311	132.2 1802.4	520.7 7218.4
絵具屋 半兵衛			368 4614	326 2985.3		56 397	750 7996.3
播磨屋 弥七		128 2542	461 11762.02	204 2639.8	13 142		806 17085.82
大和屋 与兵衛			166 2168.5	229.4 1738.4			395.4 3906.9
京絵具屋 宇兵衛		1723.1 32972.3	310 4845.5				2033.1 37817.8
熊野屋 新兵衛		375.5 6639.2	210 3224	79 1117.7			664.5 10980.9
越前屋 卯兵衛		173 3475					173 3475
伊勢屋 勘右衛門			96 904	262 2202			358 3106
津ノ国屋 藤右衛門			88 1042	38 338			126 1380
大和屋 治助			178.5 2091.84	403 4836			581.5 6927.84
信濃屋 吉兵衛			36 544				36 544
植木屋 弥兵衛			85 1185				85 1185
山田屋 四郎兵衛				168 1985.7			168 1985.7
絵具屋 源兵衛			168 1302				168 1302
菱屋 与兵衛						151.4 1618.6	151.4 1618.6
筆屋 与左衛門						288.6 2703.1	288.6 2703.1
信濃屋 勘助						87 1181.5	87 1181.5
墨屋 定七						92 761.5	92 761.5
絵具屋 勘四郎						36 306	36 306
播磨屋 幸兵衛						60 856.35	60 856.25
大塚屋 伊兵衛						25.4 83.2	25.4 83.2
絵具屋 治助						72 546	72 546
年度別 出荷量 売上高		2451.6 46478.5	2166.5 33682.86	1936.4 21097.9	122.5 1453	1000.6 10255.75	8780.1 112968.01

の五年間平均出荷量は一七五六貫、平均売上高は銀二二五九三匁六分、金に換算して二三五両であった。この柴屋の和膠生産を支えた皮屑などの仕入先の村々の広がりについて次に紹介してみよう。

近世の東八尾座は斃牛馬処理の行われた村であった。貞享五(一六八八)年に河内国高安郡恩智村庄屋から植松村庄屋に「恩智村領内牛死の儀ハ古ヨリ八尾座村穢多支配仕来申候」と確認していたように、若江郡域を西郡村東歩と草場を二分していた。従って村内での皮屑・「にべ」などの入手は当然であったが、それだけでは膠の原料としては不十分であった。そこで膠の需要に応じて摂河泉のかわた村々に止まらず大和、播磨、京都辺からも原料が買い集められていた。柴屋に残された天保一〇(一二年と文久元年)慶応元年にかけての皮屑仕入帳にそのことが物語られていた。

表2・3を参考対比してみると、原料の村内自給量は天保期文久期を通じて平均四七貫であるが、天保期には九%であった村内自給率が文久期には七%に低下している。また天保期では摂河泉の供給量が平均三〇六貫(五七%)に対して、大和・京

表2 皮屑供給地域と年度別取引状況
 <天保10年~12年>

地域 皮屑別	東八尾座分		摂河泉分		大和京分		合計		銀高
	数量	銀高	数量	銀高	数量	銀高	数量(貫)	銀高(匁)	
なめし	56.480	16.528	8.2	2.366	52.2	16.40	116.88	35.294	
古屑	20.730	3.403	63	8.808	322.15	49.876	405.88	62.087	
白屑	2.2	0.640	207.280	82.909			209.48	83.549	
上			61.280	25.341	9.4	3.591	70.68	28.932	
あらい	1.350	0.297					1.35	0.3	
縁									
あく	0.6	0.112	6.5	1.298			7.1	1.41	
計	81.36	20.98	346.26	120.722	383.75	69.867	811.37	211.569	1914匁7分
購入先	1村14軒		1村15軒		6村21軒				
なめし	15.67	5.871			39.800	11.616	55.47	17.487	
古屑	13.48	2.066					13.48	2.066	
白屑	9.9	3.534	253	88.865			262.9	92.399	
上			158.46	144.093			158.46	144.093	
あらくず			2.5	0.625			2.5	0.625	
計	39.05	11.471	413.96	233.583	39.8	11.616	492.81	256.67	2505匁1分
購入先	1村7軒		5村20軒		1村1軒				
なめし	6.46	4.856			102.7	33.781	109.16	38.637	
古屑	16.45	3.336	34.191	39.479			50.641	42.815	
白屑			82.95	25.9			82.95	25.9	
上			24.6	8.96			24.6	8.96	
新			8.6	39.2			8.6	39.2	
縁			1.5	3.08			1.5	3.08	
すきくず			1.9	0.809			1.9	0.809	
あらくず			4.2	0.776			4.2	0.776	
計	22.91	8.192	157.941	118.204	102.7	33.781	283.551	160.177	1563匁3分3厘
購入先	1村5軒		4村4軒		1村1軒				
合計	143.32	40.643	918.161	472.509	526.25	115.264	1587.731	628.416	5983匁1分9厘

天保十年

天保十一年

天保十二年

取引関係村々 ◎富田林村 瀬ヶ井村 ◎山田村 中井戸村
 更池村 平野村 万才村 かせの村
 新田村 西郡村 風根村 岡崎村
 池田村 今津村

分は一七五貫(三三%)と摂河泉の半分を超えていた。しかし文久期になると摂河泉の供給量が五三七貫(七五%)と、東八尾座周辺の南・中河内地域からの着実な供給に加えて摂津渡辺村から「にべ」、当難屑を中心に供給を受けていた。そして播磨などの遠方に供給地を求めながらも大和・播・京分は一三一貫(一八%)と供給量と共に比率も半分近くに下落させていた。これは幕末にかけての各地域での膠生産にもなう皮屑の需要と関係していたと考えられる。

さてこのような皮屑や膠の運搬には牛馬が使用され、一俵平均一〇貫の荷としてまとめられていた。たとえば播磨の駄賃は銀二貫八四六文であり、摂津渡辺村行の場合は銀三四六文であった。柴屋には牛馬を扱う仲仕としてこの頃、平治郎、栄次郎、民蔵などが出入していた。

和膠生産の中で良質の膠生産に欠くことのできない「にべ」の場合、産地名がつけられていた。地元でとれる「地にべ」に対して「摂州にべ」、「播州にべ」、「あわにべ」と呼ばれたように、冬場とはいえやはり鮮度の維持も無視できなかったのである。

表3 皮屑供給地域と年度別取引状況
 <文久元年～慶応元年>

地域 皮屑別	東八尾座分		摂河泉分		大和・播・京分		合計			
	数量	銀高	数量	銀高	数量	銀高	数量(貫)	銀高(匁)		
文久元年	なめし	1.15	8.78	11.2	86.24			12.35	95.02	
	古屑	3.1	9.83	53.5	283.55			56.6	293.38	
	沓鞋					6.5	48.04	6.5	48.04	
	当難屑	22.65	162.67	11.10	73.5			33.75	236.17	
	計	26.9	181.28	75.8	443.29	6.5	48.04	109.2	672.61	
購入先	1村2軒		1村2軒		1村1軒					
文久二年	なめし	64.72	523.94	39.52	371.56	96.15	639.37	200.39	1534.87	
	上屑			81.4	503.8	73.61	687.97	155.01	1191.77	
	古屑	4.8	21.24	15.7	100.56	37	161.85	57.5	283.65	
	すじ			75.4	533.75	3.5	210.44	78.9	744.19	
	沓鞋			97.93	800.31			97.93	800.31	
	当難屑	122.75	700	367.75	2665.2			490.5	3365.2	
	花緒屑			20.72	59.88			20.72	59.88	
	にべ			22.3	142.35	123.1	928.93	145.4	1071.28	
	黒皮			古沓32足	64				64	
	その他	1.6	4.64	45.13	241.6	3.9	29.47	50.63	275.71	
	計	193.87	1249.82	765.85	5483.01	337.26	2658.03	1296.98	9390.86	
	購入先	1村10軒		8村23軒		6村10軒				
	文久三年	なめし	5.68	44.45	146.61	1364.5			152.29	1408.95
		上屑	3.68	28.7	71.92	655.14			75.6	683.84
古屑				242.4	1626.2	190	893.73	432.4	2519.93	
すじ				50.5	326.32	26	200.16	76.5	526.48	
沓鞋				2.35	23.95			2.35	23.95	
当難屑		6.08	107.71	63.5	773.97			69.58	881.68	
花緒屑				14.1	109.25			14.1	109.25	
にべ				20.4	155.6			20.4	155.6	
黒皮				42.15	231.82			42.15	231.82	
その他				121.51	1617.43	1.7	18.25	123.21	1635.68	
計		15.44	180.86	775.44	6884.18	217.7	1112.14	1008.58	8177.18	
購入先		1村4軒		7村7軒		1村1軒				
元法元年		なめし			1.26	12.6			1.26	12.6
		上屑			103.66	910.24			103.66	910.24
	古屑	1.9	9.5			28.7	134.5	30.6	144	
	すじ			20.7	132.5			20.7	132.5	
	沓鞋			2.26	22.4			2.26	22.4	
	当難屑			261.19	3013.4	67.2	228.37	328.39	3241.77	
	花緒屑			13.82	108.04			13.82	108.04	
	にべ			273.66	2422.6			273.66	2422.6	
	黒皮			24.8	138			24.8	138	
	その他			20.9	142.68			20.9	142.68	
	あらい			16.9	118.32			16.9	118.32	
	計	1.9	9.5	739.15	7020.78	95.9	362.87	836.95	7393.15	
	購入先	1村1軒		6村10軒		1村1軒				
	慶応元年	なめし			22.21	269.61			22.21	269.61
上屑				124.82	1625.4			124.82	1625.4	
古屑				56.87	504.97			56.87	504.97	
すじ										
沓鞋										
当難屑				7.76	126.83			7.76	126.83	
花緒屑				1.11	28.56			1.11	28.56	
にべ										
黒皮										
その他				114.35	1197.57			114.35	1197.57	
計				327.12	3752.94			327.12	3752.94	
購入先			3村4軒							
合計	238.11	1621.46	2683.36	23584.2	657.36	4181.08	3578.83	29296.74		

取引関係村々 ◎富田林村 瀬ヶ井村 ◎風根村 風呂谷村
 有馬村 西郡村 三木吉田村 銭座村
 中城村 砂新田村 きび村 池ノ椋村
 池田村 塩穴村 ひだ村
 平野村 信太村
 渡辺村 矢田部村

研究会
近世部会
報告
一九九七年四月二六日

藤原豊さんより「近世後期の部落寺院―摂州川辺郡火打村を中心に―」について以下のような報告があった。

「穢寺帳」において「穢寺」とされた火打村の勝福寺が、天保二二（一八四一）年に本山において「白地」同様に取り扱って欲しい旨の願書を提出した。西本願寺所蔵「撰津国諸記」に記されているこの事例をもとに、あたかも自明のものであるかのような前提で研究が進められているいわゆる「穢寺」の概念の整理をおこなうことが報告の主題である。

要旨は、①在地・本山・公儀・勝福寺はそれぞれに「穢寺」認識を持っているが、その時点の実際の状況というよりも、認識する主体の判断で決められ社会全体としての共通認識はなかったといえる。②本願寺における「穢寺」＝幕府における「穢多」身分であるとは必ずしも言えず、「穢寺」の檀家には、幕府が規定した「穢多」などの被差別民と共に、その他一般の身分の人々も取り込まれてい

た。③「火打皮多」の存在が確認できるが、公儀においては「白地」同様であったので勝福寺の檀徒が全て「穢多」身分であったのかは、疑問が残る。

報告をうけて、勝福寺・その住職・火打村・そこで暮らす人びとなどについての具体的なイメージが出し合われ、本願寺の史料を使うことから見えてこないものを見ていくことも必要であることが指摘された。

主な意見を以下にあげる。①慶長年間に真言宗から転宗したとあるのは疑わしい。住職に通字が無いことから、当初から、住職家が決まっていなかった（村持道場）であったと考えられる。②財力のある場合、穢寺に看坊（天保期まで看坊と書かれていた）として一般から住職になることもある。③百姓又右衛門取立によつてという表現には、自分たちが百姓だという主張があるといえる。④火打村に皮革業が持ち込まれて、寛政文化のころに村の転換点があったと考えられる（文化二年姫路藩専売）。⑤火打村で馬皮の鞆が行われ、外から働く人が流入してくる（〇〇淡路の部落）と他所の者を穢多にして自分たちは違うと主張し始める（文化年間に大坂町奉行所に自分

たちは、皮多ではないと訴えている。⑥にもかかわらず、実態としては、寛保年間に木津村と渡辺村が喧嘩した際に火打村が巻き込まれ、穢

多とかかかっている。なお、『歴史研究』（34号大阪教育大学紀要一九九七年三月）同氏論文を参照されたい。

書評

『京都の部落史』2（近現代）

渡辺俊雄（部落解放研究所）

はじめに

一、大阪の部落史と関わって

一九九五年に『京都の部落史』1（前近代）の通史が刊行されて、一八年をかけて取り組まれた大きな事業が完結した。

特に一九八四年、八五年そして八七年に刊行された『京都の部落史』

6・7・8（史料近代1・2・3）

と、九一年に刊行された通史の2（近現代）は、これから大阪の部落史の、特に近代・現代の資料収集・編集に関わろうとするものにとつて乗り越えなければならぬ、大きな業績としてある。

ここでは、通史の2の近代に絞って検討してみる。

『京都の部落史』の通史2（近現代）には、これまであまり知られていなかった事実が紹介されているし、大阪の部落史を考える時にも欠かせない問題意識も数多く触れられている。

例えば第一章「解放令の発布」では、人力車の車夫から交通関係の仕事につくものが多かったことや（四五頁）、堤防工事に従事するなかから土建業へ進む部落があったことなどが指摘されていて（四六頁）、いわゆる部落産業の変遷を考えるうえで示唆となる。

第二章「水平運動と融和運動の出發」では、米騒動は多くの部落では貧困層を主体として起こったが、一

部には有力者がリードした場合もあるなど(二三三頁)、多様な姿を示している。また、部落改善事業のなかで託児所が地域のセンターの役割を果たしていたとの指摘も面白いし(一七六頁)、別府的ヶ浜事件で著名な篠崎運乗が、その後丹波で活動していた(のちに自殺)というのも新しい知識である(二三四頁)。

第三章「戦争の進行と融和新体制」では、かつての水平社の活動家が更生委員会書記へ転身した事例や(二八八頁)、京都市内では戦時下の同和事業の基本が京都市厚生報国会であり、同和奉公会は補助機関にすぎなかったことなども紹介されている(三七二頁)。

その他、直接に大阪に関連する記述も見受けられるから、こうした事実はさらに究明することが私たちの課題になるだろう。以下に列記する。

- (七三頁) 森秀次一八九一年大阪府会議員選挙での差別事件、(九四頁) 有志懇談会
- (一〇二頁) 一九〇三年第五回国内勸業博覧会(靴産業百年史)
- (一〇二頁) 大阪屠場株式会社
- (一二三頁) 本照寺
- (二二二頁) 一九二三年、全水幹部の上京(南鼎三らと懇談)

(二四三頁) 一九二六年、浜松日本楽器争議、松田喜一と朝田善之助

(三八二頁) 一九四二年、栗須喜一郎(西日本都市同和運動協議会結成の動き、流産)

(三八八頁) 一九四五年、大阪市立港南国民学校の模範的少年団活動の見学

二、通史としての評価

ところで『京都の部落史』²(近現代)を通史としてのまとまりという点から読むと、評価は分れるだろう。

通史というからには、時期区分したそれぞれの時期の部落の実態、水平社・融和団体、行政のせめぎあいといった姿を描いて欲しかった。

第一章は各節が「1. 明治維新と京都の部落」「2. 部落の窮乏化と自立的改善運動」「3. 上からの改善事業」と、ほぼ時代を追って記述される。「京都の部落」像が提示されている。

しかし第二章、第三章の節は基本的にテーマ別になっている。例えば、第二章第二節で一九二六年の融和団

体連合会までが叙述された後に、第三節で改めて一九二二年の水平社の創立からの運動の叙述がきているし、第三章第一節で一九三七年の伊東茂光の活躍までが述べられたあとに、第二節で一九二八年の普選運動に遡ってまた水平社の運動が述べられている。

こうした欠点からくる最大の問題は、第三章第三節「融和新体制の確立と崩壊」に現われているように思う。つまり、同章第二節までは健全な運動をしていたと記述されていた水平社が、第三節では突然に戦争協力へ転換することになる。

水平社の転換の問題を解く鍵は、じつは生活擁護闘争に取り組み始めたそれ以前の水平運動そのものにある、その内的な要因の分析が不可欠であろう。しかし本書の叙述では融和運動は融和運動、水平社は水平社として叙述しているから、結局、戦争協力が転換するのは外的な要因つまり戦争が始まったということしかなくなってしまう。

別の節立てでは、不可能だったのだろうか。例えば、第二章を「米騒動／水平社創立当時／階級闘争路線への転換」、第三章を「恐慌期／高松闘争時／戦時下などに時期区分し、それ

ぞれの時期の部落の実態、水平社・融和団体、行政のせめぎあいといった姿を描いて欲しかった。

その他、個々の記述にも誤りもあるが、紙数の関係もあり、ここでは触れないでおく。

ただ全体に、史料編では意識されていた文化や思想のテーマが通史ではほとんど生かされていないし、部落と部落外がそれぞれどんな部落像を描いていたのかといった課題も残った。水平運動史の評価は基本的に左派を相変わず軸としているように思う。また、発刊がすでに数年前であることからやむを得ないかもしれないが、朝鮮・アジアの視点(植民地支配、侵略戦争、皮革・食肉・米の移入、在日朝鮮人との関係など)や、他の被差別者へのまなざしといった問題は、今後の課題として残っているだろう。

なお今年、ビジネス的な要素をふんだんに折込み、カラーで印刷した『埼玉の部落』が刊行され、大きな反響を呼んでいる。

通史編については、これから一〇年後に求められる通史はどうあるべきかについても、あらためて考慮してよいのではないかと思っている。

図書紹介 『被差別部落の民俗伝承 大阪』

婿さんのいない結婚式

松原右樹 (大阪府立伯太高校)

「婿さんのいない結婚式」という奇妙な民俗事例が二つ、『被差別部落の民俗伝承』で報告されている。堺と榎井のことである。

堺では、「結婚の日、嫁さんは婿さんと並べへん。嫁さんだけ、婿さんの親もとへ入って、そこで膳置いて式しはるだけ。」といい、榎井では、「むかしは嫁さんだけ座った。夜、仲人、嫁さん迎えにいく。両親と親戚の濃い人がついてくる。家の玄関から嫁さんすつと入る。仏壇の所へいっておがむ。三三九度の盃は、親子の盃で、婿さん出てこない。婿さんは酒盛り始まつたら出てきた。」という。

この場合、嫁が婚礼の主役となっており、婿は従属的な存在と意識されているわけである。嫁と婿が三三九度の盃(夫婦盃)をかわす儀礼がないのも、今では不思議に思えるが、実は、祝言(披露宴)そのものの目的が本来、「親子成り」すなわち婿の両親、特に母(姑)との「親子盃」をかわすことにあった。それは、婿

の属する社会への加入を披露することであったがため、その場に婿がいなくともよかつたのである。

そもそも、婚礼の「夫婦盃」が儀礼として様式化されるのは、室町時代の武家社会からであり、伊勢流・小笠原流などの礼法によって整備され、次第に民間に広まったに過ぎない。狭いムラ内の婚礼では、二人の契りはすでに済んでおり、今さら衆人環境の中で夫婦の契りを結ぶ盃の儀式など必要としなかつたのであろう。

もつとも、中山太郎の『日本婚姻史』(昭和三年春陽堂発行)によると、石川県の鳳至・珠洲の村落などでも「夫婦盃」はなく、婚礼当夜、婿が列座しないという習俗があることに触れて、次のように説明しているのは興味深い。

それは、三河地方などで、結婚当夜、嫁を「おえびす様にあげる」と称して、新夫婦は共寝しないが、これは、「初夜権」を神(実際は神官と中山は考えている)がもっていたか

らであるとする。中山は各地に見られる「夫婦の盃もせず、その夜は合衾せぬ」婚礼習俗を、神事に基づく古代の発するものと考えており、神が初夜権を行使される間、婿は所在を隠さなければならなかつた、と説明している。

なるほど、古代社会では、男女の第一夜は逢わないでもどるのが礼節であり、神への操だてであつたということが、記紀や万葉の世界に見られる。例えば古事記で、**大国主命**が**沼河比売**に「**婚い**」した時、「**其の夜は合はずて、明日の夜、御合ひしたまひき**。」とあるやうに、第一夜を見送るのが古代からのしきたりであつた。江戸時代の『**貞丈雑記**』(伊勢貞丈)によると、「**婚礼**」の「**婚**」は「**昏**」で「**日暮れ**」のことという。また、「**華燭の典**」という言葉もあるやうに、婚礼は神事であるがゆえに、夜行なわれたものである。古代の感覚がムラの婚礼習俗に息づいているのかもしれない。

研究会の日程

古代部会―十一月八日(土)午後二時

井上満郎・京都産業大学
 中世部会―十一月八日(土)午後二時 吉田徳夫・関西大学
 近世部会―十一月五日(土)午後二時 藤原有和・関西大学
 近代部会―十一月二日(土)午後二時 秋定嘉和・池坊短期大学

